

特定非営利活動法人 まんぷく作戦 定款  
第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まんぷく作戦という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都昭島市に置く。

(目 的)

第3条 本法人は地域で暮らすあらゆる人々が食を通じてつながり、安心して心身を休め、生活を再建できる(ごちゃまぜの居場所)を提供することを目的とする。食と住を焦点に孤立している人々が安心して生活しお互いに支え合える多世代共生の地域コミュニティを創造し誰もが居場所を持てる社会の実現に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療<sup>又は</sup>または福祉の増進を図る活動
- (2) 農山漁村<sup>又は</sup>または中山間地域の振興を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成<sup>の促進</sup>を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 誰でも食堂事業
- (2) 介護を必要とする高齢者シェアハウス事業
- (3) 農業体験事業
- (4) 多世代交流の場事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(~~入会金を不返還~~)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の~~提出金品~~は、返還しない。

## 第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任者が選任されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会 議

#### (種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併

- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

#### （総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### （総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### （総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### （総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### （総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録（電子メールやオンライン投票システム等）若しくはオンライン会議システムにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### （総会での表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任す

ることができる。

- 3 前2項の規定により表決した正会員は、前条第2項、次条第1項及び第49条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人1人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号一の掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムをもって表決することができる。
- 3 前2項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資 産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に

定める。

## 第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の2種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、その年度終了後3ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	松本央子
副理事長	古屋泰春
理 事	松崎秀雄
監 事	磯部修

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和10年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）0円

(2)年会費 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）0円

## 役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 まんぷく作戦

## 1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

## 2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	マツモトナカコ 松本央子	無	理事長
2	理事	フルヤヤスハル 古屋泰春	無	副理事長
3	理事	マツザキヒデオ 松崎秀雄	無	
4	監事	イソベシュウ 磯部修	無	
5	理事・監事		有・無	
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

## 初年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人 まんぶく作戦

## 1 事業実施の方針

初年度の事業実施の方針は、「今後の活動の基盤づくり」。目の前のことだけを考えるのではなく、持続可能な活動にするためにも足場を固め、仲間集めや啓もう活動を重点に置いていきます。次年度以降のために基盤づくりを目指します。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 600 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
誰でも食堂事業	栄養バランスの取れた食事の提供、参加型の手伝いによる交流支援	月2回、土曜日の11時から14時まで	市内の公民館または借用施設	5名	地域のあらゆる世代の住民	延べ600人(1回25人想定)	300
介護を必要とする高齢者シェアハウス事業	小規模な共同生活拠点の物件確保、改修準備、および地域住民への説明会開催	週1回の準備会議と月1回の説明会	法人事務所および市内物件	3名	介護を必要とする高齢者とその家族	延べ50人(説明会参加者等)	150
農業体験事業	地域の農地を活用した野菜づくり、食の循環を学ぶ体験会の実施	月1回、日曜日の9時から12時まで	市内の借り受け農園	2名	地域の子どもおよびその保護者	延べ120人(1回10人想定)	100
多世代交流の場事業	手芸や簡単な軽作業を通じた多世代が関わり合うコミュニティ形成イベント	月1回、水曜日の13時から16時まで	法人事務所または地域集会所	2名	地域のあらゆる世代の住民	延べ120人(1回10人想定)	50

## 令和9年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人まんぷく作戦

## 1 事業実施の方針

初年度の実績と課題を踏まえ、事業内容の拡充と組織体制の強化を図ります。賛同者との連携を深め、当法人の目的達成に向けた活動を本格化させます。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【600】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
誰でも食堂事業	栄養バランスの取れた食事の提供、参加型の手伝いによる交流支援	月2回、土曜日の11時から14時まで	市内の公民館または借用施設	5名	地域のあらゆる世代の住民	延べ600人(1回25人想定)	300
介護を必要とする高齢者シェアハウス事業	小規模な共同生活拠点の物件確保、改修準備、および地域住民への説明会開催	週1回の準備会議と月1回の説明会	法人事務所および市内物件	3名	介護を必要とする高齢者とその家族	延べ50人(説明会参加者等)	150
農業体験事業	地域の農地を活用した野菜づくり、食の循環を学ぶ体験会の実施	月1回、日曜日の9時から12時まで	市内の借り受け農園	2名	地域の子どものおよびその保護者	延べ120人(1回10人想定)	100
多世代交流の場事業	手芸や簡単な軽作業を通じた多世代が関わり合うコミュニティ形成イベント	月1回、水曜日の13時から16時まで	法人事務所または地域集会所	2名	地域のあらゆる世代の住民	延べ120人(1回10人想定)	50

令和8年度 特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

設立日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 まんぶく作戦

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
<b>【A】 経常収益</b>		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		1,000,000
(1) 誰でも食堂事業	500,000	
(2) 介護を必要とする高齢者シェアハウス事業	250,000	
(3) 農業体験事業	150,000	
(4) 多世代交流の場事業	100,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
<b>経常収益計</b>		<b>1,000,000</b>
<b>【B】 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		600,000
会議費	100,000	
旅費交通費	100,000	
印刷製本費	100,000	
消耗品	300,000	
<b>事業費計</b>		<b>600,000</b>
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		80,000
消耗品費	50,000	
通信運搬費	20,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	10,000	
<b>管理費計</b>		<b>80,000</b>
<b>経常費用計</b>		<b>680,000</b>
<b>当期経常増減額【A】－【B】・・・①</b>		<b>320,000</b>
<b>【C】 経常外収益</b>		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>
<b>【D】 経常外費用</b>		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】－【D】・・・②</b>		<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額(1)+(2)・・・③</b>		<b>320,000</b>
法人税、住民税及び事業税・・・④	70,000	
設立時正味財産額・・・⑤	0	
<b>次期繰越正味財産額 ③－④+⑤</b>		<b>250,000</b>

令和9年度 特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 まんぶく作戦

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
<b>[A] 経常収益</b>		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		1,000,000
(1) 誰でも食堂事業	500,000	
(2) 介護を必要とする高齢者シェアハウス事業	250,000	
(3) 農業体験事業	150,000	
(4) 多世代交流の場事業	100,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
<b>経常収益計</b>		<b>1,000,000</b>
<b>[B] 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		600,000
会議費	100,000	
旅費交通費	100,000	
印刷製本費	100,000	
消耗品	300,000	
<b>事業費計</b>		<b>600,000</b>
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		40,000
消耗品費	10,000	
通信運搬費	20,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	10,000	
<b>管理費計</b>		<b>40,000</b>
<b>経常費用計</b>		<b>640,000</b>
<b>当期経常増減額 [A] - [B] ……①</b>		<b>360,000</b>
<b>[C] 経常外収益</b>		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>
<b>[D] 経常外費用</b>		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>
<b>当期経常外増減額 [C] - [D] ……②</b>		<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額 ①+② ……③</b>		<b>360,000</b>
法人税、住民税及び事業税 ……④	70,000	
前期繰越正味財産額 ……⑤	250,000	
<b>次期繰越正味財産額 ③-④+⑤</b>		<b>540,000</b>

## 特定非営利活動法人まんぷく作戦 設立趣旨書

**（社会的背景と現状の課題）**

現代の日本社会は、コロナ禍を経て人と人とのつながりが希薄化し、経済的・精神的な孤立が深刻化しています。利便性を優先した食生活の普及により、栄養バランスの偏りや健康リスクが高まり、生活の質の低下が懸念されています。また、核家族化や都市化の進展により、かつて地域に存在していた相互扶助の仕組みは弱まり、子どもや高齢者といった自ら環境を選びにくい人々が孤立しやすい社会構造が生まれています。

**（課題に対する既存の対策とその限界）**

これまでも公的な支援や既存の福祉サービスは存在していましたが、制度の枠組みから漏れてしまう人々や、直接的な「支援」を受けることに心理的なハードルを感じる人々に対して、日常的なつながりの中で自然なサポートを届ける仕組みには限界がありました。

**（当法人が設立される意義と解決策）**

このような背景のもと、私たちは「食」と「つながり」を軸に、地域の中で支え合いながら誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、特定非営利活動法人まんぷく作戦を設立します。第一に、子どもから高齢者までが集う「地域食堂」の運営を行います。栄養バランスの取れた食事の提供に加え、参加者が簡単な手伝いを通じて関わる仕組みを取り入れることで、世代を超えた交流と生きがいの創出を図ります。第二に、地域における新たな助け合いの形として、小規模な共同生活の仕組みづくりを進めます。家族や地域住民がゆるやかにつながりながら互いに支え合うことで、無理のない形で安心して暮らし続けられる環境を提供します。

**（今後の展望と社会への貢献）**

本法人の目指す社会は、地域住民が主体となり、多世代が関わり合いながら共に支え合う「持続可能な地域共生社会」です。単なる支援にとどまらず、一人ひとりが役割を持ち、尊厳を保ちながら参加できる仕組みづくりを重視します。与えることと得ることが等しい価値を持つという理念の下、互いに支え合う関係性を築きます。また、地域に根ざした食の循環を通じて、健康と安心を守る基盤づくりにも取り組み、誰もが役割と居場所を持ちながら暮らせる社会の実現に寄与してまいります。

## 申請に至るまでの経緯

令和7年4月 任意団体「まんぷく作戦」発足  
令和7年8月 地域の公民館等での小規模な食事提供活動を開始  
令和8年2月 特定非営利活動法人まんぷく作戦の設立を有志で確認  
令和8年4月 特定非営利活動法人まんぷく作戦の設立総会開催

令和8年4月18日

設立代表者

氏名 松本央子